

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】令和2年1月9日(2020.1.9)

【公表番号】特表2018-522381(P2018-522381A)

【公表日】平成30年8月9日(2018.8.9)

【年通号数】公開・登録公報2018-030

【出願番号】特願2018-502740(P2018-502740)

【国際特許分類】

H 01 J 40/06 (2006.01)

G 01 T 1/185 (2006.01)

G 01 T 1/29 (2006.01)

A 61 N 5/10 (2006.01)

【F I】

H 01 J 40/06

G 01 T 1/185 A

G 01 T 1/185 E

G 01 T 1/29 A

A 61 N 5/10 H

【手続補正書】

【提出日】令和1年11月19日(2019.11.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

イオンチャンバであって、

内部ボリュームを備えるチャンバと、

前記チャンバ内の電荷を収集するように構成された少なくとも1つのコレクタ電極と

を含むイオンチャンバと、

略全ての電子が前記チャンバ内に入れなくするのに十分な厚さを有する材料と、

を備える、システム。

【請求項2】

前記材料が前記イオンチャンバのエントランスウインドウである、請求項1に記載のシステム。

【請求項3】

前記材料が前記チャンバのエントランス又はエントランスの近傍に配置される、請求項1に記載のシステム。

【請求項4】

前記イオンチャンバが放射線ビームの光束を測定するためのものであり、当該放射線ビームが前記チャンバに入る前に前記材料を通過するように、前記材料が前記チャンバのエントランス又はエントランスの近傍に配置される、請求項1に記載のシステム。

【請求項5】

前記材料がフィルタである、請求項1に記載のシステム。

【請求項6】

前記材料が、フィルタ又は他の材料と組み合わされた前記イオンチャンバのエントラン

スワインドウである、請求項 1 に記載のシステム。

**【請求項 7】**

前記材料がアルミニウムを含む、請求項 1 に記載のシステム。

**【請求項 8】**

前記アルミニウムが約 2 m m の壁厚を有する、請求項 7 に記載のシステム。

**【請求項 9】**

前記アルミニウムが約 3 m m の壁厚を有する、請求項 7 に記載のシステム。

**【請求項 10】**

前記アルミニウムが約 4 m m の壁厚を有する、請求項 7 に記載のシステム。

**【請求項 11】**

前記アルミニウムが約 6 m m の壁厚を有する、請求項 7 に記載のシステム。

**【請求項 12】**

前記アルミニウムが約 8 m m の壁厚を有する、請求項 7 に記載のシステム。

**【請求項 13】**

前記少なくとも 1 つのコレクタ電極が中央電極を含む、請求項 1 に記載のシステム。

**【請求項 14】**

前記チャンバの内側のリング電極と、

少なくとも一つのプログラム可能プロセッサにより実行されると、

前記中央電極で受けらける電流を測定するステップと、

前記リング電極で受けられる電流を測定するステップと、

前記中央電極で受けられる電流と前記リング電極で受けられる電流の比率に少なくと

も基づいて、放射線ビームのビームエネルギーを計算するステップと、

を含む動作を、前記少なくとも一つのプログラム可能プロセッサに実行させる命令を格納する非一時的機械可読媒体と、

をさらに備える、請求項 13 に記載のシステム。